

津久見市 保育施設入所案内

《 令和 8 年度 》



(お問い合わせ)

津久見市 社会福祉課 子育て支援班

電 話：0972-82-9519

認定こども園・認可保育所・幼稚園とは

- 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。市内には、私立5園の認定こども園があります。
- 認可保育所とは、保護者が働いていたり、病気等の理由で、家庭において保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。市内には、認可保育園はありません。
- 幼稚園とは、幼児の心身の発達のために、満3歳児から小学校就学前児童を対象に、幼児教育を提供する施設です。市内には、私立1園の幼稚園がありますが現在は休園中です。

1. 「保育の必要性の認定」について

認定こども園などの施設の利用を希望する場合、次の3つの認定区分による「保育の必要性」の認定（支給認定申請）を受けていただく必要があります。この「支給認定申請」は、入園の申込みに併せて手続きします。

申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定通知書が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。

（1）支給認定の種類

認定区分	年齢区分	給付の内容		利用時間	利用可能な施設区分
1号認定	満3歳以上	教育標準時間	教育を希望する場合	標準4時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育短時間	「入園の申込みができる児童」に該当し、 保育を希望する場合	最長8時間	認定こども園 保育園
		保育標準時間		最長11時間	
3号認定	満3歳未満	保育短時間	保育を希望する場合	最長8時間	認定こども園 保育園
		保育標準時間		最長11時間	

※ 保育園を利用する場合は、2号認定及び3号認定の方が該当となります。

（2）保育の必要量（区分）

就労時間や保育を必要とする事由により1日当たりの利用可能時間が異なります。

保育の必要量（区分）	就労状況	利用可能時間
保育標準時間	120時間以上／月	最長11時間／日
保育短時間	64時間以上／月	最長8時間／日

(3) 保育を必要とする事由

2号認定、3号認定を申請できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、父母またはその他の保護者等がその児童の保育を必要としている場合です。

- ①就労 …………… フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間就労等基本的に全ての就労
(おおむね、昼間4時間以上で月16日程度居宅外で労働している場合)
- ②妊娠・出産 …… 母が妊娠中または出産後間がないこと
(出産月前2か月から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで)
- ③疾病等 …………… 病気・けが・心身障害があること
- ④介護 …………… 同居の親族等をいつも介護・看護していること
- ⑤災害等 …………… 震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること
- ⑥求職 …………… 継続的に求職活動を行っていること
(入園可能期間は最大3ヵ月)
- ⑦就学等 …………… 学校、専修学校等の教育施設に在学している。または、公共職業能力開発施設において、職業訓練を受けていること
- ⑧虐待・暴力等 … 児童虐待の恐れがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること
- ⑨育児休業中 …… 在園中の児童で、母が下の子の出産に伴い、育児休暇を取得する間も、
の継続在園 …… 引き続き保育園等を利用することが必要であると認められる場合
- ⑩その他 …………… ①～⑨に類する状態にあると市長が認める場合

(4) 保育を必要とする事由ごとの利用期間

通常利用できる時間は、保護者それぞれの保育を必要とする事由ごとに以下のとおり分かります。父母それぞれの事由が保育標準時間と保育短時間に分かれる場合は、保育短時間とします。

保育を必要とする事由	保育標準時間利用	保育短時間利用
就労している場合	勤務時間が月120時間以上	勤務時間が月120時間未満
育児休業中の場合	×	○
出産の前後の場合	○	△(希望により可)
疾病・障害はある場合	○	△(希望により可)
介護・看護をしている場合	○	△(希望により可)
災害復旧にあたっている場合	○	△(希望により可)
求職活動をする場合	×	○
就学をしている場合	就学時間が月120時間以上	就学時間が月120時間未満
上記以外の場合	要 相 談	

2、保育の必要性の認定及び保育の申込に必要な書類

◆ 支給認定(現況)申請書兼入所申込書

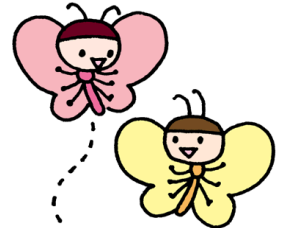
- ・ お子さん一人につき1部提出が必要です。
- ・ 「入園（保育等実施）を希望する期間」欄は、原則各月1日からとなります。
- ・ 第1希望の園へ入園できない場合もあります。第1希望以外で希望する園がある場合は、その希望についてご記入ください。

◆ 上記書類2枚目（マイナンバー関係）

- ・ 確認をさせていただきますので、ご持参お願いいたします。

◆ 個人情報の取扱いに関する同意書

◆ 保育を必要とする状況がわかる証明書



父母の分について、次の表の証明等が必要です。

※65歳以下の祖父母と同居している場合も祖父母の証明が必要になります。

区分	父母の状況	提出書類 *父母の分をそれぞれ提出	備 考
就労等で家庭保育が困難な方	会社等勤務や自営業等	就労証明（確認）書	勤務先の証明が必要 ※確定申告の写しなど証明になる書類が必要
	職業訓練校等に通学	在学証明書	
	継続して求職活動をしている	求職活動支援機関等利用証明書	入園可能期間は最大3ヵ月
病気等のため家庭保育が困難な方	妊娠中または出産後間がない	母子手帳（母の氏名と出産予定日のわかる頁）の写し	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで
	障害がある	（1）の①の証明書類	
	病気療養中	医師の診断書・申立書 （病名、加療期間、家庭保育が困難である旨記入）	
	家族の介護をしている	申立書	

（1）保育料を決定するための書類

① 在宅で障がいのある児童（者）がいる家庭（該当する場合のみ）

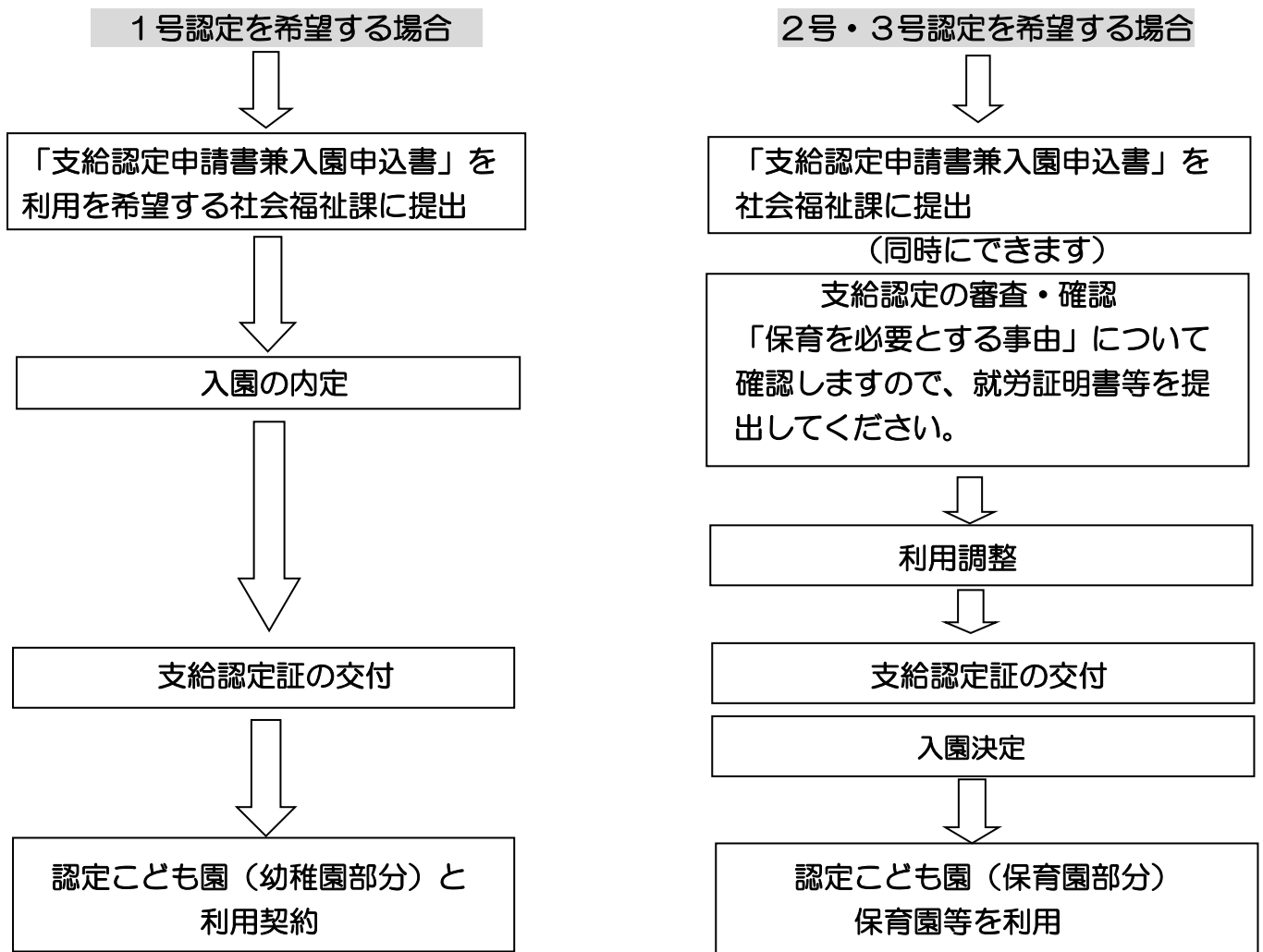
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳の写し
※保育料を軽減する根拠として提出していただく書類です。
税額により軽減されない場合もあります。

② 満3歳未満の児童で、戸籍上第2子以降の児童が入所する場合

- ・ 大分にここにこ保育支援事業申請書
- ・ 戸籍謄本

3、申込について

(1) 申込から入所までの流れ



(2) 入園の決定

入園の決定は、社会福祉課で行い、原則として「保育の必要性」が高い順に優先して決定します。（認定こども園を第1希望とする2号・3号認定の方の場合も、保育の必要性の高い順に市で利用調整を行います。）

入園決定については、次の場合がありますので、あらかじめご承知ください。

- ① 入園の基準に該当しないために入園が認められない場合入園できないことがあります。
- ② 希望者が多数いるために希望する園に入園できないことがあります。
- ③ 生後2か月から入所は可能ですが、一部、首の座っていない乳児は入所出来ない施設もあります。
- ④ 育児休業中に、新規に入所することはできません。

(3) 入所の申込の受付期間

- ◆令和9年4月入所については、次の期間に受付を行います。

受付期間	令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)	【予定】
------	---------------------------	------

期間内に申込した方のうち、利用調整結果については、令和8年2月下旬から3月上旬に支給認定証と併せて文書にてお知らせします。

- ◆5月以降の年度途中入所については、次の期間に受付を行います。

受付期間	入所希望月の前月の15日(15日が土日祝日の場合はその直前の平日)
------	-----------------------------------

(4) 申し込み及び認定内容の変更における注意事項

- ◆育児休業中の職場復帰時の入所希望については、育児休業の明ける月から希望できます。
※15日までに復帰予定の場合は、前月から入所希望できる場合もあります。
- ◆年度途中で提出していただきました証明の変更がありましたら、速やかに社会福祉課までご連絡ください。

また、短時間で認定された方については、就労時間が標準時間に該当する場合は、15日までに就労証明書の提出をお願いいたします。すぐ提出できない場合は、一度ご相談ください。変更は提出された翌月からになります。

- ◆各施設により標準時間保育と短時間保育の時間設定が異なりますので、兄弟で異なる施設をご利用される場合は、認定に違いがある場合があります。



4、保育料について

3歳児未満の第1子の保育料が令和5年4月より無償化しています。

令和5年4月より、津久見市独自の子育て支援策として、これまでの第2子以降の無償化を拡大し、3歳児未満の第1子も無償化しています。

◆対象児童

市内在住の保育施設に入所している0歳から2歳までの児童

◆対象保育施設

市内、市外の認可保育施設

5、幼児教育・保育の無償化について

（1）無償化の対象となる施設等

◆保育所、認定こども園（保育利用）

- ・3歳児クラス以上の全ての子どもの保育料（利用者負担額）が無償化されます。
※実費負担のもの（食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。
※保育園や認定こども園の教育・保育給付2号認定こども（3歳児クラス以上）の副食費（おかずやおやつ等）は、これまでの保育料に含まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。（各施設で金額は違います。）
※延長保育は無償化の対象外です。

◆幼稚園、認定こども園（教育利用）

- ・すべての子どもの保育料（利用者負担額）が無償化されます。
※実費負担のもの（食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。
※副食費（おかず、おやつ等）は、各施設で金額が違いますので各園にご確認ください。

◆幼稚園、認定こども園の「預かり保育」

- ・保育の必要性の認定を受けた場合は、基本の保育料に加え、預かり保育の利用料が「450円×利用日数」を基準に月額11,300円（市民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円）を上限に無償化されます。
※「保育の必要性の認定」については、2ページをご覧ください。

(2) 必要な手続き

◆保育認定（２号・３号）で保育所や認定こども園を利用する子ども

- ・特に必要な手続きはありません。

◆教育認定（１号）で幼稚園や認定こども園を利用する子ども

- ・保育料の無償化のために必要な手続きはありません。
- ・ただし、「保育の必要性の認定」に該当する場合は、教育・保育給付 1 号認定と併せて「施設等利用給付認定」の「新 2 号」または「新 3 号」の認定を受けることで預かり保育の利用料が規定の額の範囲内で無償化（補助）対象となります。

◆新たな「施設等利用給付認定」の種類と対象者、無償化の内容等

認定区分	対象者及び無償化の内容		
新 1 号	対象	満 3 歳児以上で、幼稚園（附属幼稚園・私学助成園）に在園する「 <u>保育の必要性の認定</u> 」に該当しない子ども	
	内容	月額 25,700 円を上限に保育料を無償化 ※通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外	
新 2 号	対象	①	3 歳児クラス以上で、幼稚園（附属幼稚園・私学助成園）または 1 号認定で幼稚園や認定こども園に在園する「 <u>保育の必要性の認定</u> 」に該当する子ども
		②	3 歳児クラス以上で、認定外保育施設や一時預かり等を利用する、「 <u>保育の必要性の認定</u> 」に該当する子ども
	内容	①	保育料に加え、預かり保育等の利用料が「 <u>450 円×利用日数</u> 」を基準に月額 11,300 円を上限に無償化
		②	月額 37,000 円を上限に認可外保育施設等の利用料が無償化
新 3 号	対象	①	満 3 歳児の市民税非課税世帯の子どもで、幼稚園（附属幼稚園・私学助成園）または 1 号認定で幼稚園や認定こども園に在園する「 <u>保育の必要性の認定</u> 」に該当する子ども
		②	0 歳児クラスから 2 歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもで、認可外保育施設や保育所の一時預かり等を利用する「 <u>保育の必要性の認定</u> 」に該当する子ども
	内容	①	保育料に加え、預かり保育の利用料が「 <u>450 円×利用日数</u> 」を基準に月額 16,300 円を上限に無償化
		②	月額 42,000 円を上限に認可外保育施設等の利用料が無償化



6、「給食費」について

◆3 歳児クラス以上の給食費について

- 今までは、主食費（お米など）については、利用する施設に直接お支払い（または現物を持参）いただき、副食費（おかず、おやつ）は保育料（利用者負担額）の一部として負担していただいていた。
- 無償化実施後も原則として給食費は保護者の皆様にご負担いただきます。
- 給食費の額、お支払方法については、各園にご確認ください。

◆副食費の免除（補助）について

- 年収 360 万円未満相当の世帯の子ども、及び所得に関わらず第 3 子以降の子どもについては、給食費のうち副食分が免除（補助）の対象となります。

7、施設等利用給付認定に必要な書類

◆施設等利用給付認定申請書

- お子さま一人につき 1 部提出が必要です。
- 利用開始日までに提出が必要です。

◆「保育の必要性の認定」に該当する事由を証明する書類

- 3 ページにあります証明書が必要になります。



☆市内保育・教育施設の所在地及び開所時間☆

	施設名	所在地	連絡先	開所時間	保育短時間 (2・3号認定)	その他
認定 こども園 保育園型	明光こども園	上宮本町 19-7	82-2442	(1号認定) 8時30分～ 15時30分 (2・3号認定) 7時30分～ 18時30分	8時30分～ 16時30分	一時預かり (一般型) 開所時間内 一時預かり (幼稚園型) ※時間帯については各園にご確認ください。
	向洋保育園	中町 5 番 36 号	82-3943	(1号認定) 8時30分～ 15時30分 (2・3号認定) 7時00分～ 18時00分	8時30分～ 16時30分	一時預かり (幼稚園型) ※時間帯については各園にご確認ください。 延長保育 19時00分まで
認定 こども園 幼稚園型	白蓮こども園	大友町 3 番 1 5 号	82-6161	(1号認定) 7時30分～ 15時00分 (2・3号認定) 7時30分～ 18時30分	7時30分～ 15時30分	一時預かり (幼稚園型) ※時間帯については各園にご確認ください。
	しらうめこども園	地蔵町 8 番 2 号	82-3510	(1号認定) 9時00分～ 15時00分 (2・3号認定) 7時30分～ 18時30分	8時00分～ 16時00分	一時預かり (幼稚園型) ※時間帯については各園にご確認ください。
	カトリック 津久見幼稚園	中田町 2 番 6 8 号	82-3416	(1号認定) 9時00分～ 14時00分 (2・3号認定) 7時15分～ 18時15分	9時00分～ 17時00分	一時預かり (幼稚園型) ※時間帯については各園にご確認ください。

※延長保育・一時預かりを利用する場合は、別途利用料金がかかります。

☆一時預かり事業

冠婚葬祭・リフレッシュをしたい時など、お子さまを一時的に保育園でお預かりします。



実施施設：明光こども園（TEL：82-2442）

利用時間：7時30分から18時30分

利用料金：4時間未満 1,000円

：4時間以上 2,000円

※利用される前に、事前登録をお願いします。また、利用される日が決まりましたら早めに明光こども園にご連絡ください。定員の関係等でご利用希望日にお受けできない場合もあります。

※里帰り出産等で、祖父母の住所が市内にある方もご利用できます。

☆病後児保育事業

お子さまが病気の回復期にあって集団生活が困難な期間、保護者が仕事を休めないなどの事情あるときに、お子さまをお預かりする保育です。



実施施設：病後児保育室「ひまわり」（中央病院横「とぎ倶楽部」内）

対象児童：生後6ヶ月から小学校6年生までの津久見市内に住所を有する児童

利用時間：8時00分から17時30分

利用料金：1日 1,500円

：半日（5時間以内） 1,000円

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料

※利用される前に、事前登録をお願いします。また、利用される前々日または前日に電話で予約をしてください。【「ひまわり」0972-82-2800】定員の関係等でお受けできない場合もあります。

☆乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援をするため、就労要件を問わず時間単位で利用できる制度です。

こどもの良質な成育環境を整備することを目的にこどもが同世代と関わり成長する機会を保障し、保護者にとっては子育ての相談や、負担感が解消されることが期待されます。



対象児童： 認定こども園等に通っていない
生後6ヶ月から満3歳未満（3歳の前々日まで）のこども
（3歳誕生日の前々日までの津久見市内に住所を有する児童）

利用時間： 月10時間を上限

利用料金： 1時間 200円

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯については別途減免があります。

利用申請： 電子申請（下記QRコード）



<https://logoform.jp/form/UGPk/1512618>

申請期限： 入所希望月の前月の15日（15日が土日祝日の場合はその直前の平日）

※利用される前に、事前面談・予約が必要です。利用施設にて予約をしてください。
定員の関係等でお受けできない場合もあります。

実施園	利用可能時間	利用可能児童
向洋保育園 (令和8年4月1日～)	開園時間	生後6ヶ月から満3歳未満
白蓮こども園 (令和8年4月1日～)	開園時間	1歳から満3歳未満
明光こども園 (令和8年4月1日～)	9:00～15:00	生後6ヶ月から満3歳未満
カトリック津久見幼稚園 (令和8年6月1日～)	開園時間	1歳から満3歳未満